

### 第34号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年3月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

職員の給与制度の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項及び第2項第2号中「1.5キロメートル」を「2キロメートル」に改める。

附則第35項の表中

「

行政職給料表	5級
	6級

」

を

「

行政職給料表	4級
	5級

」

に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,400	200,400	239,900	283,000	377,600
2	131,600	202,100	242,100	285,500	380,400
3	132,800	203,800	244,200	288,000	383,200
4	134,000	205,500	246,400	290,500	386,000

5	135,200	207,100	248,500	292,800	388,700
6	136,500	209,000	250,900	295,300	392,100
7	137,800	210,900	253,300	297,800	395,500
8	139,100	212,800	255,700	300,300	398,900
9	140,200	214,600	257,900	302,900	401,300
10	141,700	216,500	260,300	305,400	405,000
11	143,200	218,400	262,700	307,900	408,700
12	144,700	220,300	265,100	310,400	412,400
13	146,100	222,200	267,300	313,000	415,600
14	147,600	224,200	269,700	315,700	418,800
15	149,100	226,200	272,100	318,400	421,900
16	150,600	228,200	274,500	321,100	424,900
17	152,200	230,000	277,000	323,600	428,000
18	154,100	232,200	279,900	326,400	430,500
19	156,000	234,400	282,800	329,200	433,100
20	157,900	236,600	285,700	332,000	435,600
21	159,600	238,500	288,600	334,500	438,200
22	161,500	240,900	291,600	337,700	440,700
23	163,400	243,300	294,600	340,900	443,300
24	165,300	245,700	297,600	344,100	445,800
25	167,300	247,900	300,600	347,200	448,200
26	169,300	250,300	303,600	350,800	450,700
27	171,300	252,700	306,600	354,400	453,300
28	173,300	255,100	309,600	358,000	455,900
29	175,100	257,500	312,600	361,700	458,100
30	177,100	259,800	315,300	365,400	459,900
31	179,100	262,100	318,000	369,100	461,700
32	181,100	264,400	320,700	372,800	463,400
33	183,000	266,700	323,200	376,400	465,100
34	183,900	268,900	325,500	378,900	467,200
35	184,800	271,100	327,800	381,400	469,300
36	185,700	273,300	330,100	383,900	471,400
37	186,600	275,600	332,200	386,500	473,500
38	188,300	277,700	334,100	389,300	475,600
39	190,000	279,800	336,000	392,100	477,700
40	191,700	281,900	337,900	394,900	479,800
41	193,500	283,900	339,900	397,000	481,600
42	195,200	285,900	341,800	399,500	483,600
43	196,900	287,900	343,700	402,100	485,600
44	198,600	289,900	345,600	404,600	487,600
45	200,300	292,000	347,300	407,100	489,600
46	202,000	293,900	349,200	408,600	490,800
47	203,700	295,800	351,100	410,200	492,000

48	205,400	297,700	353,000	411,700	493,200
49	207,000	299,500	354,800	413,100	494,400
50	208,700	301,200	356,500	414,800	495,600
51	210,400	302,900	358,200	416,500	496,800
52	212,100	304,600	359,900	418,200	498,000
53	213,400	306,300	361,000	419,700	499,200
54	215,100	307,700	362,400	421,300	500,400
55	216,700	309,100	363,800	422,800	501,600
56	218,400	310,500	365,300	424,400	502,800
57	219,900	311,700	366,700	425,700	503,800
58	221,500	314,600	367,800	427,100	505,000
59	223,100	317,500	368,800	428,500	506,200
60	224,700	320,400	369,900	429,900	507,400
61	226,400	323,200	371,000	431,300	508,600
62	228,000	325,500	372,100	432,700	509,800
63	229,600	327,800	373,300	434,100	511,000
64	231,200	330,100	374,500	435,500	512,200
65	232,900	332,200	375,400	436,600	513,400
66	234,300	334,100	376,700	437,700	514,600
67	235,700	336,000	378,000	438,800	515,800
68	237,100	337,900	379,300	439,900	517,000
69	238,300	339,900	380,200	440,800	518,200
70	239,200	341,800	381,300	442,100	519,400
71	240,100	343,700	382,300	443,400	520,600
72	241,000	345,600	383,400	444,700	521,800
73	241,700	347,000	384,600	445,900	523,000
74	242,600	348,900	385,700	447,000	524,200
75	243,500	350,600	386,700	448,100	525,400
76	244,400	352,500	387,800	449,200	526,600
77	245,100	354,200	388,900	450,000	527,800
78		355,900	389,800	450,900	
79		357,500	390,700	451,800	
80		359,200	391,600	452,700	
81		360,700	392,200	453,400	
82		362,200	393,000	454,500	
83		363,600	393,800	455,600	
84		365,100	394,600	456,700	
85		366,600	395,500	457,700	
86		367,400	396,300	458,700	
87		368,200	397,100	459,700	
88		369,000	397,900	460,700	
89		369,700	398,600	461,500	
90		370,800	399,400	462,600	

91		371,900	400,200	463,700	
92		373,000	401,000	464,800	
93		373,800	401,800	465,700	
94		374,900	402,600	466,800	
95		376,000	403,400	467,900	
96		377,100	404,200	469,000	
97		378,100	405,100	470,000	
98		379,200	405,900	471,100	
99		380,200	406,600	472,200	
100		381,300	407,400	473,300	
101		382,200	408,200	474,200	
102		383,300	409,000	475,300	
103		384,400	409,800	476,400	
104		385,500	410,600	477,500	
105		386,300	411,300	478,400	
106		387,200	412,100	479,500	
107		388,100	412,900	480,600	
108			413,700	481,700	
109			414,400	482,600	
110			415,200	483,700	
111			416,000	484,800	
112			416,800	485,900	
113			417,400	486,800	
114			418,200		
115			418,900		
116			419,700		
117			420,300		
118			421,000		
119			421,700		
120			422,400		
121			423,200		
122			423,800		
123			424,400		
124			425,000		
125			425,500		
126			426,100		
127			426,700		
128			427,300		
129			427,800		
再任用職員	185,800	257,600	277,800	319,100	395,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第4中行政職給料表昇格時号給対応表を次のように改める。

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	2	6	1
19	1	3	7	1
20	1	4	8	1
21	1	5	9	1
22	1	6	10	1
23	1	7	11	1
24	1	8	12	1
25	1	9	13	1
26	1	10	14	1
27	1	11	15	1
28	1	12	16	1
29	1	13	17	1
30	1	14	18	2
31	1	15	19	3
32	1	16	20	4
33	1	17	21	5
34	1	18	22	6
35	1	19	23	7
36	1	20	24	8
37	1	21	25	9
38	1	22	26	10

39	1	23	27	11
40	1	24	28	12
41	1	25	29	13
42	1	26	30	14
43	1	27	31	15
44	1	28	32	16
45	1	29	33	17
46	2	29	33	17
47	3	30	33	18
48	4	30	34	18
49	5	31	34	19
50	6	31	34	19
51	7	32	35	20
52	8	32	35	20
53	9	33	35	21
54	10	33	36	21
55	11	34	36	22
56	12	34	36	22
57	13	35	37	23
58	14	35	37	23
59	15	36	37	24
60	16	36	38	24
61	17	37	38	25
62	18	38	38	25
63	19	39	39	26
64	20	40	39	26
65	21	41	39	27
66	21	42	40	27
67	22	43	40	28
68	22	44	40	28
69	23	45	41	29
70	23	46	41	29
71	24	47	42	30
72	24	48	42	30
73	25	49	43	31
74	25	50	43	31
75	26	51	44	32
76	26	52	44	32
77	27	53	45	33
78		54	45	33
79		55	45	33
80		56	46	34
81		57	46	34

82		58	46	34
83		59	47	35
84		60	47	35
85		61	47	35
86		62	48	36
87		63	48	36
88		64	48	36
89		65	49	37
90		66	49	38
91		67	49	39
92		68	50	40
93		69	50	41
94		70	50	41
95		71	51	42
96		72	51	42
97		73	51	43
98		74	52	43
99		75	52	44
100		76	52	44
101		77	53	45
102		77	53	45
103		78	53	45
104		78	54	45
105		79	54	46
106		79	54	46
107		80	55	46
108			55	46
109			55	47
110			56	47
111			56	47
112			56	47
113			57	48
114			57	
115			57	
116			58	
117			58	
118			58	
119			59	
120			59	
121			59	
122			60	
123			60	
124			60	



125			61	
126			61	
127			61	
128			62	
129			62	

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第3号中「1.5キロメートル」を「2キロメートル」に改める。

(芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第3号中「1.5キロメートル」を「2キロメートル」に改める。

(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「6級」を「5級」に、「及び特5級」を「，特3級及び特4級」に改める。

別表第1職務区分の欄中「6級」を「5級」に改め，同表車賃の欄中「23」を「37」に改める。

(芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(職務の級の再編に伴う経過措置)

- 4 当分の間、別表技術技能手当の項の規定の適用については、同項第3号中「3級以下」とあるのは「3級以下及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第 号）附則別表第2行政職給料表の特3級」とする。

別表技術技能手当の項中「4級」を「3級」に改め、同表特殊事務手当の項中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り上げ、同表年末年始等特別勤務手当の項支給額の欄中「8,500円」を「5,000円」に、「6,500円」を「5,000円」に、「4,500円」を「3,500円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成25年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(特5級の職務の級の切替え)

- 3 切替日の前日において芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成19年芦屋市条例第19号）附則別表第5の給料表の適用を受けていた特5級の職務の級であった職員の新級は、特4級の職務の級とする。

(号給の切替え)

- 4 前2項の規定により、切替日において新級の適用を受けることとなった職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が

受けていた号給（以下「旧号給」という。）とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 5 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第6条及び第7条の規定を適用する。

（切替日に特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の給料月額）

- 6 附則第2項及び第3項の規定により、新たに特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の給料については、当分の間、附則別表第2の給料表を適用する。

（切替日に特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の昇格の特例）

- 7 附則第2項及び第3項の規定により、新たに特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員が昇格した場合の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第5条及び第6条の規定の適用については、第5条中「1級上位」とあるのは特3級の職務の級の職員にあつては「4級」、特4級の職務の級の職員にあつては「5級」と、第6条第1項中「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に応じ、別表第4昇格時号級対応表に定める」とあるのは「その者が昇格した日の前日に受けていた号給に応じ、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第 号）附則別表第3に定める」とする。

（55歳を超える特4級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例）

- 8 当分の間、特4級の職務の級の適用を受ける職員で、55歳を超える職員の給料月額は、附則別表第2に規定する額から、当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、この限りでない。

（芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年芦屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例別表の改正規定を次のように改める。

別表特殊事務手当1の項中「保健福祉部」を「福祉部及びこども・健康部」に改める。

附則別表第1

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	特3級
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2

行政職給料表

号給	級	特3級	特4級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		263,900	313,300
2		266,200	316,000
3		268,500	318,700
4		270,800	321,400
5		273,200	324,100
6		275,600	326,900
7		278,000	329,700
8		280,400	332,500
9		282,700	335,100
10		285,200	338,300
11		287,700	341,500
12		290,200	344,700
13		292,500	347,800
14		295,000	351,200
15		297,500	354,600
16		300,000	358,000
17		302,500	361,300
18		305,100	365,000
19		307,700	368,700
20		310,300	372,400
21		312,600	376,100
22		315,300	378,800

23	318,000	381,500
24	320,700	384,200
25	323,200	386,900
26	325,500	389,700
27	327,800	392,500
28	330,100	395,300
29	332,300	397,000
30	335,400	399,700
31	338,500	402,300
32	341,600	405,000
33	344,800	407,600
34	347,700	410,200
35	350,600	412,700
36	353,500	415,300
37	356,300	417,600
38	359,200	420,000
39	362,100	422,200
40	365,000	424,600
41	367,500	427,000
42	369,800	429,400
43	372,100	431,800
44	374,400	434,200
45	376,600	436,600
46	378,600	438,500
47	380,600	440,400
48	382,600	442,300
49	384,500	443,900
50	386,300	445,500
51	388,100	447,100
52	389,900	448,700
53	390,500	450,000
54	391,900	451,500
55	393,200	453,000
56	394,500	454,500
57	395,400	456,100
58	397,000	457,400
59	398,600	458,700
60	400,200	460,000
61	401,500	461,300
62	402,800	462,400
63	404,100	463,500
64	405,400	464,600
65	406,500	465,800
66	407,600	466,900

67	408,700	467,800
68	409,700	468,900
69	410,500	470,000
70	411,500	471,100
71	412,500	472,200
72	413,400	473,300
73	414,200	474,500
74	415,000	475,600
75	415,800	476,700
76	416,500	477,800
77	417,200	479,000
78	418,000	480,100
79	418,800	481,200
80	419,500	482,300
81	420,100	483,400
82	421,200	484,500
83	422,300	485,600
84	423,400	486,700
85	424,600	487,700
86	425,500	488,800
87	426,400	489,900
88	427,300	491,000
89	428,100	492,000
90	429,000	493,100
91	429,900	494,200
92	430,800	495,300
93	431,600	496,400
94	432,400	497,500
95	433,200	498,600
96	434,000	499,700
97	434,800	500,800
98	435,600	
99	436,400	
100	437,200	
101	437,800	
102	438,600	
103	439,400	
104	440,200	
105	440,900	
106	441,700	
107	442,500	
108	443,300	
109	444,000	
110	444,700	

111	445,400	
112	446,100	
113	446,900	
114	447,600	
115	448,300	
116	449,000	
117	449,800	
118		
119		
120		
再任用	293,200	361,600

附則別表第3

特3級及び特4級昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給	
	4級	5級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	4	1
9	5	1
10	6	1
11	7	1
12	8	1
13	9	1
14	10	1
15	11	1
16	12	1
17	13	1
18	14	2
19	15	3
20	16	4
21	17	5
22	18	6
23	19	7
24	20	8
25	21	9
26	22	10
27	23	11
28	24	12

29	25	13
30	26	14
31	27	15
32	28	16
33	29	17
34	30	18
35	31	19
36	32	20
37	33	21
38	34	21
39	35	22
40	36	22
41	37	23
42	38	23
43	39	24
44	40	24
45	41	25
46	41	26
47	42	27
48	42	28
49	43	29
50	43	30
51	44	31
52	44	32
53	45	33
54	45	33
55	46	34
56	46	34
57	47	35
58	47	35
59	48	36
60	48	36
61	49	37
62	49	38
63	50	39
64	50	40
65	51	41
66	51	41
67	52	42
68	52	42
69	53	43
70	54	43
71	55	44



72	56	44
73	57	45
74	57	45
75	58	46
76	58	46
77	59	47
78	59	47
79	60	48
80	60	48
81	61	49
82	61	49
83	62	49
84	62	49
85	63	50
86	63	50
87	64	50
88	64	50
89	65	51
90	66	51
91	67	51
92	68	51
93	69	52
94	69	
95	70	
96	70	
97	71	
98	71	
99	72	
100	72	
101	73	
102	74	
103	75	
104	76	
105	77	
106	77	
107	77	
108	77	
109	77	
110	78	
111	78	
112	78	
113	78	
114	78	

115	79	
116	79	
117	79	

## 参 照

### 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

職員の給与制度の適正化を図るため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

###### ア 通勤手当の通勤距離に関する支給要件の見直し（第13条）

通勤手当の通勤距離に関する支給要件を片道2キロメートル以上（現行は、片道1.5キロメートル以上）の者とする。

###### イ 給料表の改正（別表第1）

行政職給料表の職務の級のうち現行の4級を廃止することによる職務の級の再編を行い、給料表を改める。

###### ウ 昇格時号給対応表の改正（別表第4）

行政職給料表の職務の級の再編及び高位号給から昇格した場合の対応号給の見直しに伴い、昇格時号給対応表を改める。

##### (2) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

（第2条関係）

通勤手当の通勤距離に関する支給要件を片道2キロメートル以上（現行は、片道1.5キロメートル以上）の者とする。（第5条）

##### (3) 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

（第3条関係）

通勤手当の通勤距離に関する支給要件を片道2キロメートル以上（現行は、片道1.5キロメートル以上）の者とする。（第8条）

(4) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第4条関係）

ア 車賃の見直し（別表第1）

国家公務員の旅費を参考に、自家用車等を利用した場合の旅費の算定における車賃の金額を、1キロメートルにつき37円（現行は、23円）とする。

イ その他関係条文の整理

(5) 芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第5条関係）

ア 特殊勤務手当の見直し（別表）

(ア) 保健福祉部における乳幼児保育の業務に従事した場合の特殊事務手当を廃止する。

(イ) 年末年始に宿日直業務（年末年始以外で任命権者が特に定めた日の宿直業務を含む。）に従事した場合の手当の日額を5,000円（現行は、8,500円）とする。

(ウ) 年末年始に宿日直業務以外に従事した場合の手当の日額を5,000円（現行は、6,500円）とする。

(エ) 年末年始以外で任命権者が特に定めた日に宿日直業務以外に従事した場合の手当の日額を3,500円（現行は、4,500円）とする。

イ その他関係条文の整理

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日。ただし、(9)については、公布の日

(2) 特定の職務の級の切替え（附則第2項及び附則別表第1関係）

職務の級の再編に伴い、切替日（平成25年4月1日）における職務の級を附則別表第1に規定する。

(3) 特5級の職務の級の切替え（附則第3項関係）

職務の級の再編に伴い、特5級の職務の級の切替日（平成25年4月1日）における職務の級は、特4級の職務の級とする。

(4) 号給の切替え（附則第4項関係）

職務の級の再編に伴い、切替日において適用を受けることとなった職務の級の号給は、切替日の前日において受けていた職務の級の号給とする。

(5) 切替日における昇格又は降格の特例（附則第5項関係）

切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとし

た場合に切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして昇格及び降格の規定を適用する。

- (6) 切替日に特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の給料月額（附則第6項及び附則別表第2関係）

職務の級の再編に伴い、新たに特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の給料については、当分の間、附則別表第2の給料表を適用する。

- (7) 切替日に特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の昇格の特例（附則第7項及び附則別表第3関係）

職務の級の再編及び高位号給から昇格した場合の対応号給の見直しに伴い、新たに特3級又は特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員を昇格させた場合における号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対する昇格後の号給とし、昇格時号給対応表（附則別表第3）を定める。

- (8) 55歳を超える特4級の職務の級の適用を受ける職員の給料月額の特例

（附則第8項関係）

職務の級の再編に伴い、55歳を超える職員で新たに特4級の職務の級の適用を受けることとなった職員の給料月額の特例を定める。

- (9) 芦屋市事務分掌条例及び芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第9項関係）

保健福祉部における乳幼児保育の業務に従事した場合の特殊事務手当の廃止に伴う関係規定の整理